



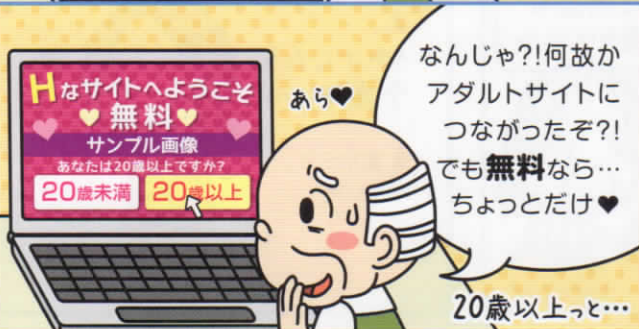
# くらしのめ

静岡県では、ひとりひとりが消費行動を通して社会の発展と改善に積極的に参加していく社会「消費者市民社会」の実現を目指しています。

## こんなトラブルに出会ったとき…あなたならどうする？

### 思わぬ落とし穴!?

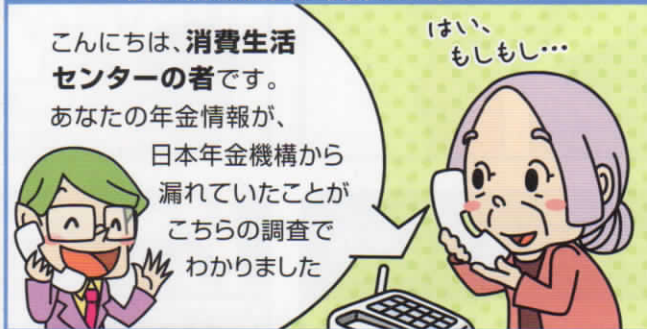
アダルトサイトの請求トラブル



安易にアクセスしない!  
業者には決して連絡しない!  
「退会ボタン」等も押さない!  
個人情報等が知られてしまう危険性が!

### あなたの情報、削除します!?

個人情報流出に便乗したトラブル



日本年金機構や消費生活センター等から電話をすることはありません!  
不審な電話や勧誘があっても、相手をせずすぐに電話を切りましょう!

こんな様子に

ときたら、その人は  
**悪質商法**にあっ  
ているかもしれません!!



**ピン!** しつこい電話を  
切れずに困っている



**ピン!** 慌ててまとまった  
お金をおろしている



**ピン!** いつもより表情が  
暗く元気がない



**ピン!** 急に節約をはじめた



**ピン!** 頻繁にコンビニで  
お金の支払いをしている



**ピン!** 業者と頻繁に  
電話をしている



**ピン!**ときたら、消費者ホットラインへお電話ください。  
あなたの情報が、被害拡大防止につながります。



消費者ホットラインからお近くの市町の消費生活相談窓口につながります。

悪質商法は...

いやや!

**消費者  
ホットライン 188**

※消費者ホットラインの番号が、平成27年7月1日から3桁になりました。  
※お住まいの地域の郵便番号の入力が必要です。  
※通話料がかかります。  
・条件によっては相談窓口につながらない場合があります。  
この場合、ガイダンスなどにより受付時間や連絡先をご案内します。  
・PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

県の消費生活相談窓口 (平日9:00~16:00 土日祝日及び年末年始は受け付けておりません。)

● 東部県民生活センター TEL 055-952-2299  
● 西部県民生活センター TEL 053-452-2299

● 中部県民生活センター TEL 054-202-6006